参考資料３

# 牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価②（案）の概要（国内措置の検査対象月齢の引き上げ）

BSEプリオンについて、輸入規制による侵入リスク低減措置、飼料規制等による増幅リスク低減措置及び食肉処理工程における曝露リスク低減措置がとられている

↓

日本においては、牛由来の牛肉及び内臓（特定危険部位以外）の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症の可能性は極めて低い

2002年１月生まれの最終発生以降に生まれた牛には11年にわたりBSEの発生は確認されていない

↓

BSE感染牛は満11歳になるまでにほとんど（約97%）が検出

↓

今後、BSEが発生する可能性はほとんどない

11歳未満の出生コホートは、発生の確認のための期間が十分ではない

↓

当面の間、検証を継続

結論：国内措置の検査対象月齢を48か月齢超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると判断

**BSEプリオンの侵入リスク低減措置（輸入規制）**

BSE発生国からの生体牛、肉骨粉及び動物性油脂の輸入停止等

→ リスクは極めて低いレベル

**BSEプリオンの増幅リスク低減措置（飼料規制等）**

反すう動物用飼料への動物由来たん白質の使用禁止、飼料製造施設・ラインの分離等

→ リスクは極めて低いレベル

**BSEプリオンの曝露リスク低減措置（食肉処理工程）**

SRMの除去・焼却義務付け、脳及びせき髄を破壊するピッシングの禁止等

→ リスクは無視できる程度の極めて低いレベル

# 検査対象月齢を48か月齢超とする具体的な根拠

**発生確認最低月齢**

一部の例外を除きBSE検査陽性牛は48か月齢以上（評価対象5か国のBSE検査陽性牛の実績）

**EUにおけるBSE発生実績からの推定**

BSE検査陽性牛のほとんど（約98%）が、48か月齢以上で検出されると推定

**経口投与実験**

投与後44か月目（48か月齢相当以上）以降に異常プリオンたんぱく質検出（BSE感染牛脳組織の1g経口投与実験

**潜伏期間の知見**

「BSEプリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなる」という感染実験での知見